

その他の論点について

2023年1月
資源エネルギー庁

(1) インボイス制度の導入に伴う消費税の取扱い (新規認定)

(2) 調達価格等の設定における発電側課金の考慮 (新規認定)

(1) インボイス制度について

再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第47回）（2022年12月6日）資料3より抜粋

- 平成28年度税制改正においては、適正な課税を確保する観点から、2023年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として**適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」という。）を導入することとされた。**
- インボイス制度の下では、**税務署に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」が交付する「適格請求書（インボイス）」等の保存が仕入税額控除の要件となる。**
- インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限る）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課される。

<消費税額の計算方法等>

計算方法

消費税額 = 課税売上げに係る消費税額（売上税額） - **課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）**

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (適格請求書等保存方式 =インボイス制度)
請求書等	請求書等の客観的な 証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等 (区分記載請求書等)の客観的な 証拠書類の保存	適格請求書（インボイス）の保存
帳簿	仕入れの事実を記載した帳簿の 保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記 載した帳簿の保存	(同左)

○ 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

※適格請求書 (インボイス) ⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

【現在の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における
暫定的な仕入税額控除方式

~2023年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
⋮	
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ **税率ごとに区分して合計した
対価の額 (税込)**
- ⑤ **軽減税率の対象品目である旨**
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【適格請求書等保存方式 (インボイス制度)】

2023年10月~

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234…)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
⋮	
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

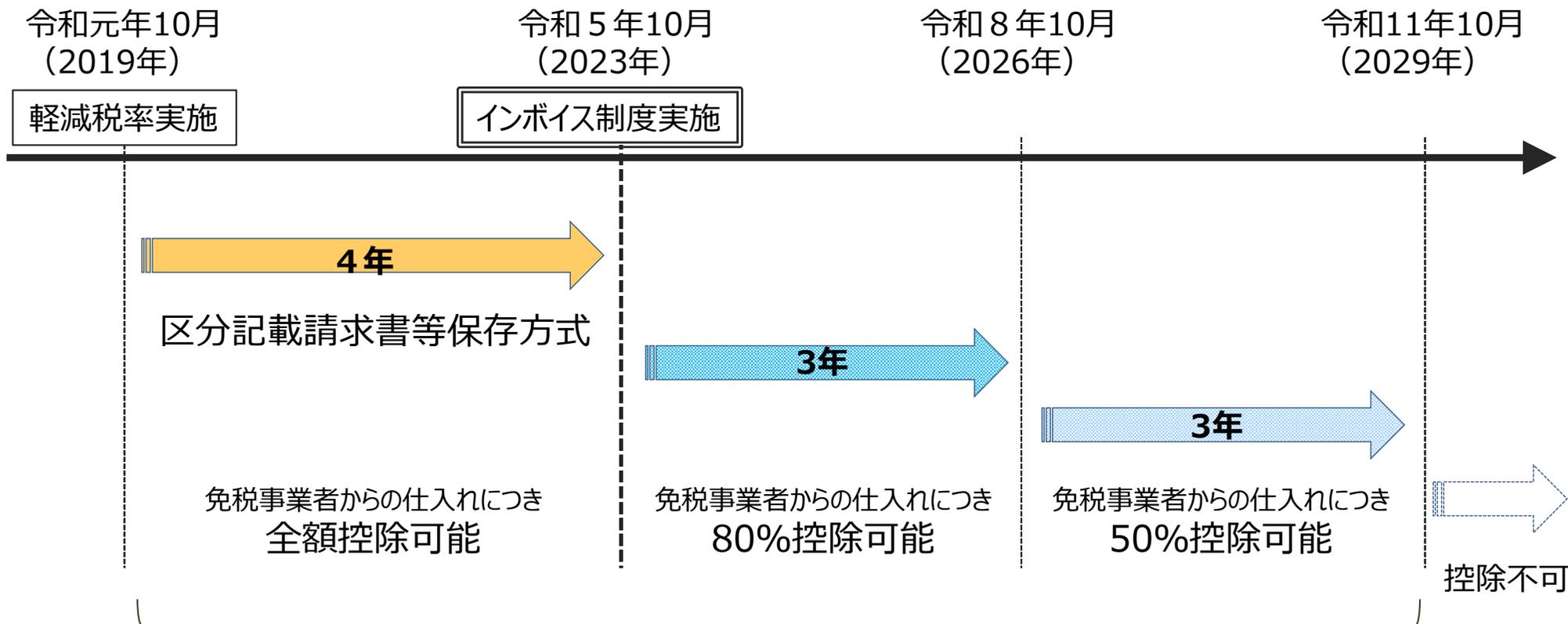
区分記載請求書に以下の事項
が追加されたもの

- ① **登録番号**
《課税事業者のみ登録可》
- ② **適用税率**
- ③ **消費税額**

(参考) インボイス制度の実施にあたっての経過措置について (仕入税額控除)

再エネ大量導入・次世代NW小委員会 (第47回) (2022年12月6日) 資料3より抜粋

- インボイス制度への円滑な移行のため、**免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れ**について、**制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%**を、**その後の3年間は仕入税額相当額の50%**を控除可能。



インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後の一定期間において、一定割合を控除可能 (前頁参照)。
- こうした経過措置に加えて、**令和5年度税制改正では、新たに3つの負担軽減措置を手当て**。

従前	① 免税事業者等からの仕入税額の一定割合の控除容認	<ul style="list-style-type: none"> ● 免税事業者等から仕入を行っている事業者が対象。 ● 免税事業者等からの仕入について、制度開始後3年間(～R8.9末)は80%、その後3年間(～R11.9末)は50%、仕入税額控除可能とする。
令和5年度税制改正による措置	② 免税事業者から転換したインボイス発行事業者の納税額軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 免税事業者から転換したインボイス発行事業者が対象。 ● 制度開始後3年間(～R8.9末)、納税額を売上税額の2割に軽減する。
	③ 少額取引のインボイス保存義務免除	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準期間における課税売上高1億円以下の事業者が対象。 ● 1万円未満の少額取引につき、制度開始後6年間(～R11.9末)、インボイスの保存なし※で仕入税額控除を可能とする。※帳簿の保存は必要
	④ 返還インボイスの交付義務一部免除	<ul style="list-style-type: none"> ● 全事業者が対象。 ● 少額な値引き等(1万円未満)について返還インボイス※の交付義務を免除。 <p>※返品や値引きによる売上の返還を行う際にも、売り手は買い手にインボイスを交付する必要がある。</p>

(1) FIT制度におけるインボイス制度導入の影響について

再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第47回）（2022年12月6日）資料3より抜粋

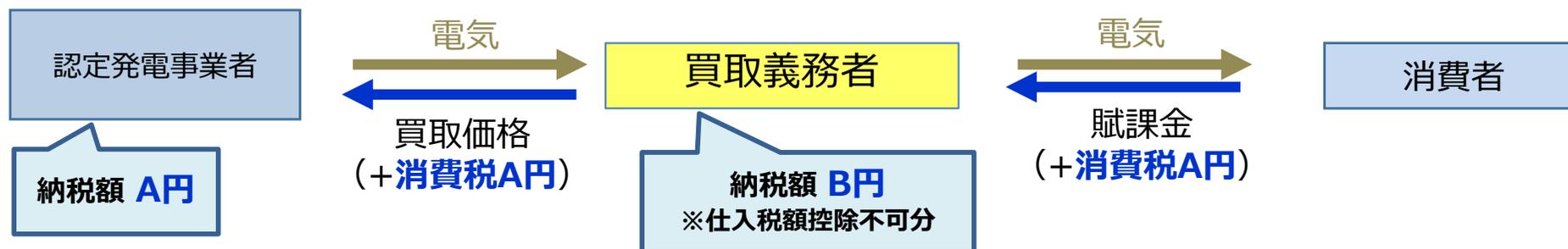
- 現行制度においては、**買取義務者は、仕入れの事実を記載した帳簿および区分記載請求書の保存を要件として、全ての認定事業者（課税・免税の区別無し）との取引について仕入税額控除ができる。**
- インボイス制度開始後は、認定事業者へ支払う買取価格のうち、買取義務者は仕入れの事実を記載した帳簿および適格請求書（インボイス）の保存等を要件として、インボイス発行事業者との取引についてのみ仕入税額控除が可能。
- インボイスを発行できない**免税事業者**などの取引において、**買取義務者はインボイスを取得できないため、当該取引分の仕入税額控除ができない。**

<FIT制度における資金の流れ概要（イメージ）>

○現在（～2023.10まで）



○インボイス導入後（2023.10～）



(1) インボイス制度の導入に伴うFIT制度運用上の対応方針

再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第47回）（2022年12月6日）資料3より抜粋

- FIT制度下においては、買取義務者（すなわち買手事業者）に法律に基づき特定契約の申込みに応じる義務が課せられているため、FIT認定を受けた発電事業者がインボイス発行事業者として登録を受けない場合や免税事業者である場合など、当該取引分の仕入税額控除ができない場合、買取義務者に新たな消費税負担が生じることとなる。
- こうした買取義務者の新たな税負担は、消費税制度の改正に伴い、FIT制度に係る全ての取引を対象にやむを得ず生じるものであることから、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、以下の様な措置を検討することとする。

1. 新規認定の扱い

- 新規認定については、課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うことを認定要件とする。
- その上で、インボイス発行事業者と非インボイス発行事業者で、買取価格における消費税の取扱いについて、区別して設定する方向で、調達価格等算定委員会にて検討することとする。

2. 既認定の扱い

- 課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うことを求めた上で、課税事業者に対してインボイス発行事業者としての登録に係る周知徹底に取り組むことを前提に、インボイスが発行されない取引については、当該取引による買取義務者の消費税負担分を制度的に措置する。
- ただし、課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うよう買取義務者とも連携してしっかりと広報等に取り組むと共に、具体化に向けた影響調査等を行うこととする。

(1) 新規認定の買取価格における消費税の取扱い (案)

- **調達価格**については、再エネ特措法上、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として定めることとされている。
- こうした中で、これまでに設定されている調達価格については、消費税の税率変更の可能性も想定し、原則、外税方式として、10kW未満の太陽光発電（余剰買取）については、消費税の納税義務のない一般消費者が主な認定事業者となることから内税方式とされていた。

(※) なお、FIP制度におけるプレミアムは、電力広域的運営推進機関が再エネ特措法に基づき交付するものであることから、FIP認定事業者が電力広域的運営推進機関に対して何らかの役務提供等をこの対価は認められず、消費税の課税対象外（不課税）である。

- 免税事業者には消費税の納税の義務がないこと、また、免税事業者との取引については、仕入税額控除ができないことにより消費税負担が生じることをふまえ、2024年度以降の調達価格[※]については、その電源種や規模によらず、
 - **インボイス発行事業者（すなわち課税事業者）** : 外税方式
 - **非インボイス発行事業者（すなわち免税事業者）** : 内税方式 (*）これまでの10kW未満の太陽光発電と同様とすることとしてはどうか。
- なお、インボイス発行事業者／非インボイス発行事業者の該当が変わる場合には、上記のとおり消費税の取扱いも変更する。

(※) 再エネ特措法上、調達価格等については、原則として年度ごとに経済産業大臣が定めて告示しなければならないこととされているが、再エネの供給量の状況、再エネ発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し必要があると認めるときは、半期ごとに当該半期の開始前に調達価格等を定めることができるとされている（第3条第1項）。こうした規定の趣旨の範囲内において、経済産業大臣が定めて告示した調達価格等（今後認定する案件の調達価格等）については、改めて設定することが可能。

- (1) インボイス制度の導入に伴う消費税の取扱い (新規認定)
- (2) 調達価格等の設定における発電側課金の考慮 (新規認定)**

(2) 調達価格等の算定における発電側課金の考慮の方向性（新規認定）（案）¹

- 発電側課金に関しては、既認定FIT／FIP※については、調達期間等の終了後から発電側課金の対象とし、新規FIT／FIPについては調達価格・基準価格等の算定において考慮する形で、2024年度に導入することとされている。

（※）発電側課金の導入前年度（2023年度）の入札で落札した場合を含む。

- 新規FIT／FIP（2024年度以降、新たにFIT／FIP認定を受ける案件）の調達価格・基準価格等の算定における発電側課金の考慮にあたっては、これまでの関係審議会における議論においても、以下の方向性が示されている。こうした方向性自体は、引き続き適切であると考えられることから、こうした方向性で検討を進めることとしてはどうか。

- ① 発電側課金により発電事業者の費用負担が増えることをふまえ、発電側課金を「事業を効率的に実施する場合に通常要すると認められる費用」として扱う。
- ② その際、調達価格や入札の上限価格が全国大で設定されてきていることから、エリア別ではなく全国平均での発電側課金による費用負担の増加分を想定し、調達価格等の算定において考慮する。なお、発電側課金による費用負担の増加分の想定にあたっては、発電側課金での割引制度が意図する系統利用の効率化を促進する効果が発揮されるよう、割引制度の適用は考慮しないこととする。

（※）発電設備の立地地点に応じて発電側課金の割引制度の適用額も異なるため、案件によっては課金額が全国平均での発電側課金による追加的な費用負担の増加分を下回ることもあり得る。

- また、発電側課金の具体的な単価については、各一般送配電事業者より申請される託送供給等約款等に盛り込まれ、電力・ガス取引監視等委員会における審査を経て設定される予定。このため、2024年度の調達価格等の算定において考慮する、全国大でみて平均的な発電側課金による費用負担の増加分の具体額については、こうした各一般送配電事業者からの申請内容をふまえた、電力・ガス取引監視等委員会における算定結果をふまえて議論することとしてはどうか。

（※）なお、発電側課金の単価設定や調達価格等の算定に関するスケジュール次第で、その時点で利用可能な情報が変わり得るが、その時点において、利用可能な情報に基づき、全国大でみて平均的な発電側課金による費用負担の増加分の具体額が算定されることとなる。

- なお、既認定FIT／FIPについて、現在議論が行われている太陽電池の増出力が行われた場合等には、適用される価格が最新価格等に変更されることとなる。既認定FIT／FIPは、調達期間等の終了後から発電側課金の対象とされることから、こうした価格変更の場合には、発電側課金による費用負担の増加分を勘案していない調達価格等を別途設定し適用することが適切と考えられる。

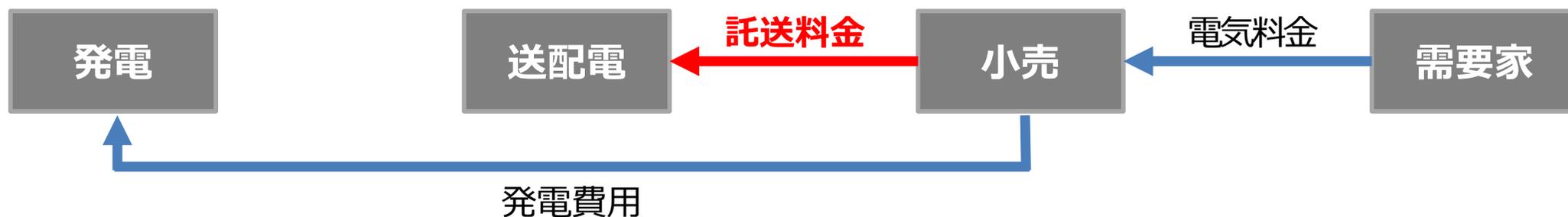
(参考) 発電側課金について

制度設計専門会合（第80回）（2022年12月）資料5より抜粋

- 発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともにシステム利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもの。

<現行の託送料金制度>

小売事業者（需要側）に100%課金



<発電側課金の導入後> 託送料金の一部について発電事業者に負担を求める（託送料金の総額は不変）



今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ（案）

3) 発電側課金の円滑な導入

再エネの導入拡大に伴い、導入が進む地域ほど系統の整備や調整力の確保に要する費用負担が重くなるなど、地域的な負担の偏りが顕在化しつつある。こうした中で、再エネ導入拡大の便益は特定の事業者やエリアに限られず、全国に及ぶことを踏まえた費用回収の在り方について、議論を行っている。

発電側課金は、その負担が適切に需要家に転嫁される場合、課金相当額を受電地域の需要家が負担することにより、再エネの大量導入に伴う費用を地域間で公平に負担する効果が期待される。また、再エネの導入が特定地域に集中しがちな現状を鑑みれば、発電側課金の有する立地誘導効果も見込まれる。加えて、発電側課金の導入は、既設再エネの有効活用（リパワリング等による稼働率向上）を促す効果もある。

一方で、発電側に新たな負担を求める発電側課金の円滑な導入に向けては、再エネの最大限の導入を妨げないよう、FIT電源等の取扱いを慎重に検討する必要がある。事業者等の予見性の確保のため、既認定FIT/FIPを対象とした上で調整を行う場合には、本制度の政策目的の一つである立地誘導効果は限定的である一方で、再エネ賦課金の上昇により国民負担が増加する懸念がある。また、こうした調整措置の導入にかかる事業者負担にも配慮が必要である。他方で、再エネの大量導入により供給エリアを越えた再エネ電気の取引増加も見込まれる中、需要家とともに系統利用者である発電事業者にも負担を促す発電側課金については、その制度趣旨を踏まえつつ、将来像を見据えて早期に導入することも求められている。

このため、既認定FIT/FIP（※発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。）については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とし、**新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮する**。非FIT/FIPについては、事業者の創意工夫（相対契約等）の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うこととして、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、発電側課金の円滑な導入に向けた取組・検討を進めていくこととされた。

（略）

こうした議論を踏まえ、**関係審議会において検討を進め、2024年度に導入することとする。**

- 新規認定案件については、これまでの本委員会での検討を踏まえ、**以下の方向で調達価格等算定委員会において議論**いただくことを**本委員会から要請することとし**、詳細な水準や取扱いについては調達価格等算定委員会で議論していただくこととしてはどうか。

① 新規認定案件は、**発電側課金により発電事業者の費用負担が増えることを踏まえ、発電側課金を「事業が効率的に実施する場合に通常要すると認められる費用」として扱うことにより調整措置を講じる。**

② その際、調達価格や入札の上限価格が全国大で設定されてきていることから、エリア別ではなく**全国平均での発電側課金の上昇分を想定**し、調整措置の水準を設定する。なお、発電側課金の上昇分の想定に当たっては、発電側課金での割引制度が意図する**系統利用の効率化を促進する効果が発揮**されるよう、割引制度の適用は考慮しないこととする。

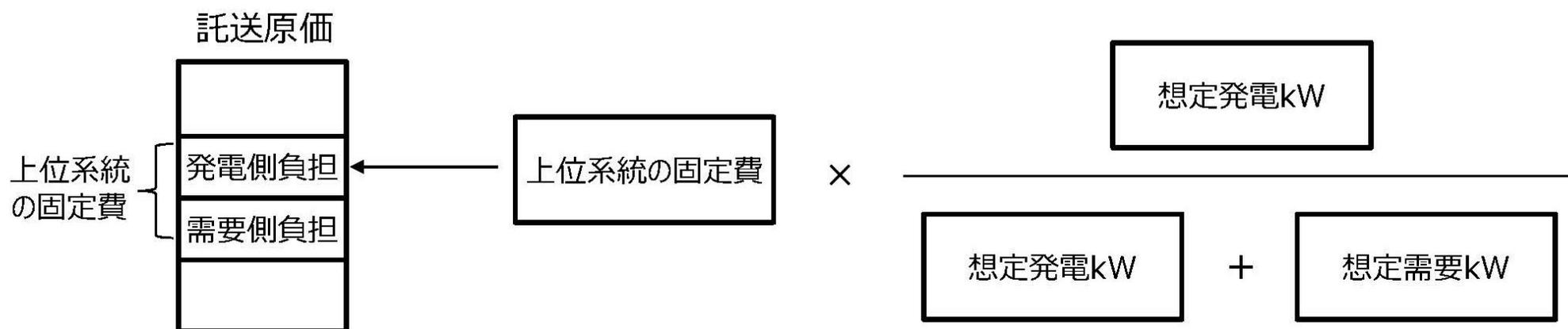
※ 発電設備の立地地点に応じて発電側課金の割引制度の適用額も異なるため、案件によっては課金額が全国平均での発電側課金の上昇分を下回ることもあり得る。

(参考) 発電側課金の課金単価設定

- これまでの制度設計専門会合において、発電側課金の対象原価の算出方法や、発電側課金の前提となる課金単価 (kW・kWh) の設定方法を整理している。

第65回制度設計専門会合 (2021年10月)
資料6-1

ステップ1 : 対象原価の算出



ステップ2 : 課金単価の設定

